	（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	（１－Ｂ）	右に同じ。
			大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）
大会関係車両等優先通行帯	交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路線バス等の優先通行帯（公安委員会が道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十条の規定により大会関係車両を指定した場合に限る。以下この項において同じ。）であることを表示すること。	（２－Ａ）	路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点
	右に同じ。	（２－Ｂ）	路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）

備考

一　別表第一備考二の規定は、この表の設置場所の欄について準用する。

二　大会関係車両等専用通行帯の項に規定する標章の様式は、国家公安委員会が定める。